

船橋市男女共同参画センター ご利用のしおり(利用規程)



船橋市市民協働課

令和5年10月発行

目 次

【1. 船橋市男女共同参画センターの目的】	1
【2. 男女共同参画社会とは】	1
【3. 所在地・開館日時・休館日】	1
【4. 利用対象活動】	2
【5. 施設の使用方法について】	
利用料金	3
受付カウンター	3
図書コーナー	3
交流コーナー	3
掲示板コーナー	3
情報ラックコーナー	4
男女共同参画センターのレイアウト	5
【6. 図書の貸出しについて】	6
【7. 利用者の留意事項】	6
【8. 施設の優先使用に伴う利用の制限について】	6
【9. 男女共同参画センター団体登録制度について】	7
【10. 登録団体の情報の公開】	8
【11. その他】	8
【12. 関連業務】	8

様式1 市民活動サポートセンター兼男女共同参画センター利用登録申請書

様式2 男女共同参画センター利用登録承認・不承認通知書

【1. 船橋市男女共同参画センターの目的】

船橋市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」と言います）は、男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、女性も男性も年齢の区別なく、市民が学び合い、交流する場として多くの皆様にご利用いただいております。

【2. 男女共同参画社会とは】

男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会が実現すると

「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的役割分担意識などにとらわれず、一人ひとりの行動や考えが尊重されます。女性の就業機会が増えたり、育児休業を取得する男性が増えたりするなど、選択の幅が広がり、個人がその持てる能力を発揮することで、男女が平等である社会が推進されます。

【3. 所在地・開館日時・休館日】

〔所在地〕

〒273-0005 船橋市本町1-3-1フェイスビル5階

電話：047-423-0757 FAX：047-423-3436

E-mail danjo@city.funabashi.lg.jp

※駐車場（有料）はフェイスビルの地下2階にあります。

交通案内

JRまたは、東武線「船橋駅」から徒歩1分
京成線「京成船橋駅」から徒歩1分
東葉高速線「東海神駅」から徒歩7分



【開館日】 月曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで

【休館日】 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日）
※そのほか、臨時に定める場合があります

【4. 利用対象活動】

男女共同参画センターは、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が平等な立場で関わり合い、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す施設です。男女共同参画に関する活動の打合わせや、情報発信、情報収集、交流の場としてご利用いただくことができます。

また、男女共同参画に関する情報の提供や図書の見学・貸出し等をおこなっております。

【利用できる方】

男女共同参画センターを利用できる方は、下記の要件のいずれかに該当する方とします。

男女共同参画センターを利用することができる方

- ・ 船橋市内で男女共同参画に関する活動を行なう団体・個人
- ・ 船橋市内でこれから男女共同参画に関する活動を始めようとする団体・個人
- ・ 男女共同参画に関する情報収集等を行う団体・個人

【利用できない活動】

以下に該当する活動は、ご利用できません。

表1 男女共同参画センターを利用できない活動

利用できない活動	内 容
営利を目的とした活動	<ul style="list-style-type: none">・ 許可を受けないで物品の販売をおこなうこと・ 商談、勧誘 など
男女共同参画以外の活動	<ul style="list-style-type: none">・ サークル、同窓会等、団体員だけで行う趣味的・学習的活動・ 個人の趣味的な活動、勉強、読書・ 会員相互の共益、親睦のみを目的とする活動・ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動 など
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 秩序または風紀を乱すおそれがあると認められる活動・ 管理上支障があると認められる活動・ 施設等を損傷するおそれがあると認められる活動・ 使用が不相当と認められる活動 など

【5. 施設の使用方法について】

男女共同参画センターは、次の利用方法に従って利用することができます。

利用料金

無料です。

受付カウンター

男女共同参画センターを利用するときは、利用前及び利用後に受付カウンターにて利用カードをご記入いただきます。（利用日時、人数、団体名、利用目的等）

※次のことは行っていません

- ・各団体あての郵便物や小包等のお預かりや発送
- ・電話やFAXの取り次ぎ

図書コーナー

男女共同参画に関する図書を揃えております。

館内の交流コーナーで閲覧いただけるほか、貸出しも行っております。（【6.図書の貸出しについて】参照）



交流コーナー

男女共同参画に関する活動や打合せ、情報交換のためのスペースです。

男女共同参画に関する情報や図書はこちらでご覧いただくことができます。

利用する団体は、あらかじめ受付にて「利用カード」に利用目的、利用人数等を記入してからご利用ください。

長机・椅子に限りがあります。譲り合ってお使いください。



掲示板コーナー

市民協働課が実施する講座のチラシや、行政機関のポスターなど、掲示物を掲示しています。

なお、男女共同参画センターの登録団体による男女共同参画に関する掲示物は、下記の3つの条件すべてを満たすことで掲示することができます。

【登録団体が掲示申請できる掲示物の基準】

- ①申請の主体は登録団体のみとなります
 - ②申請主体の登録団体が主催の行事・活動のお知らせ、及び発行する会報
 - ③申請主体の登録団体自らが作成した掲示物
- ただし「表1 男女共同参画センターを利用できない活動（2ページ）」に関してはお受けできません。



掲示が可能なチラシ類の大きさは、A1サイズまでです（立体は不可）。

掲示したいポスター等を2部お持ちになり、受付でお申し込みください。原則としてお申込みいただいてから3ヶ月間以内の希望期日（募集案内などの場合は申込み締切日）まで掲示できます。

なお、掲示の延長を希望する場合は、最長1か月以内の希望期日まで掲示の継続が可能です。あらかじめ受付までお申し出ください。

掲示期間を過ぎたものは職員が掲示板コーナーから撤去し廃棄させていただきます。

情報ラックコーナー

講座や講演会などのチラシ、男女共同参画の啓発冊子、情報誌、行政機関等からの男女共同参画に関するパンフレット等を配架しています。

なお、登録団体による男女共同参画に関する配架物は、下記の3つの条件すべてを満たすことで配架することができます。

【登録団体が配架申請できる配架物の基準】

- ①申請の主体は登録団体のみとなります
- ②申請主体の登録団体が主催の行事・活動のお知らせ、及び発行する会報
- ③申請主体の登録団体自らが作成した配架物

ただし「表1 男女共同参画センターを利用できない活動（2ページ）」に関してはお受けできません。

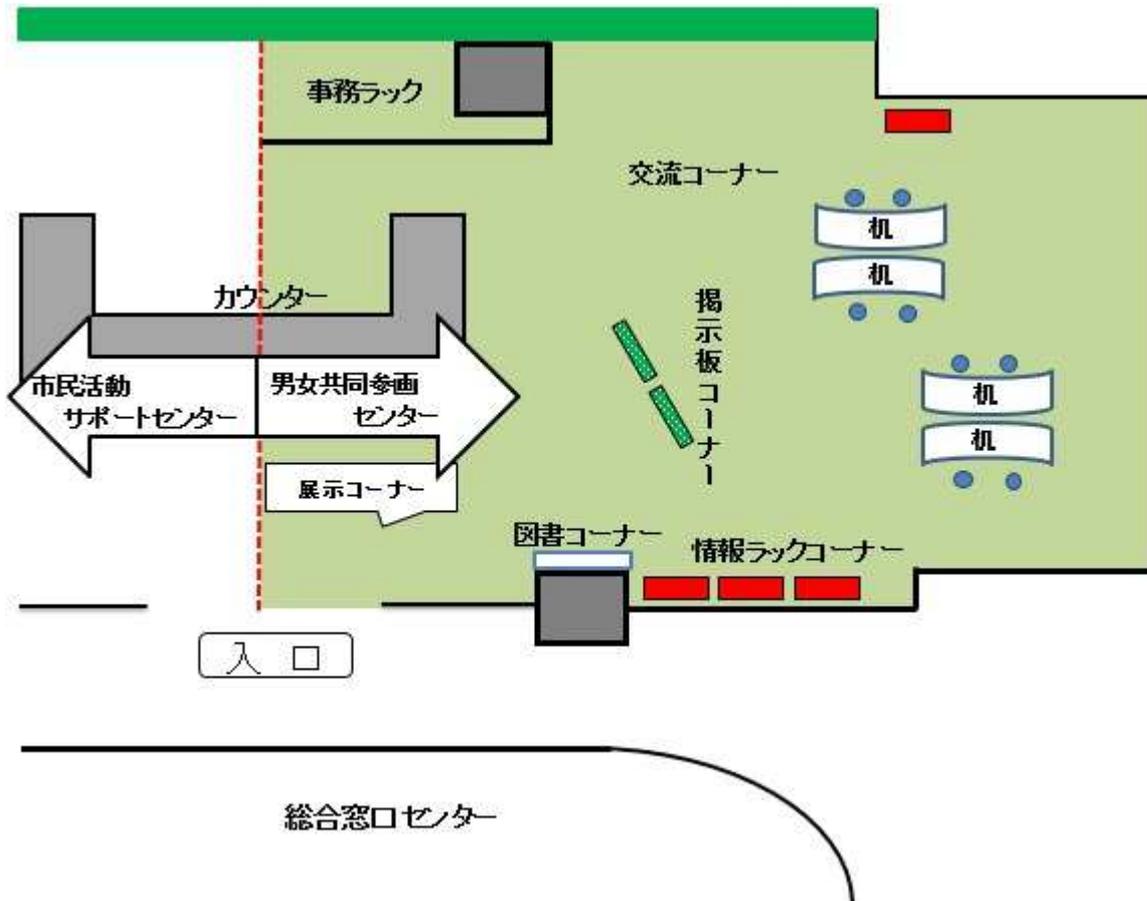
配架が可能なチラシ類の大きさは、A4サイズまでです（立体は不可）。配架物を2部お持ちになり、受付でお申し込みください。原則としてお申込みいただいてから3ヶ月間以内の希望期日（募集案内などの場合は申込み締切日）まで配架できます。

なお、配架の延長を希望する場合は、最長1か月以内の希望期日まで配架の継続が可能です。あらかじめ受付までお申し出ください。

配架期間を過ぎたものは職員が情報コーナーから撤去し廃棄させていただきます。



男女共同参画センターのレイアウト



※レイアウトは変更する場合があります

【6. 図書の貸出しについて】

男女共同参画センターの図書は、館内交流コーナーで閲覧いただけるほか、貸出しもおこなっています。

図書の貸出冊数は、1人3冊以内とし、貸出期間は14日以内です。

初めて利用する際は、図書貸出申込書を提出し、図書利用券の交付を受けてください。

2回目以降の方は、図書利用券によりお申込みください。

(図書貸出期間に返却せず、一定期間経過したときは、図書利用券を停止します。

なお、停止期間は図書が返却されるまでとします。)

【貸出しを利用できる方】

男女共同参画センターの図書の貸出しを利用できる方は、市内在住・在勤・在学の方とします。

図書利用券は3年ごとの更新となります。

図書利用券の交付(更新)を受けようとする際は、住所、氏名及び生年月日を証するものを提示してください。また、市内に通勤又は通学する方については、その旨を証するものを併せて提示してください。

【7. 利用者の留意事項】

男女共同参画センターを利用するにあたっては、以下の事項をご留意ください。「表1 男女共同参画センターを利用できない活動(2ページ)」に該当する活動を行っている団体、または次のいずれかを守れない団体に対しては、市は登録を取り消し、使用を制限し、もしくは使用を停止し、以後の利用を認めない場合があります。

- (1) 利用時間は厳守すること。
- (2) 火気の使用、はり紙(可能な場所は除く)、くぎ打ち等はできません。
- (3) 男女共同参画センター内での飲食は禁止です(ただし、水分補給は除く)。
- (4) 備品、設備を利用する際は受付にお申し出ください。
- (5) 演奏、合唱、大声で叫ぶ、体操等、大きな音や振動の出る活動はできません(ただし、市が催しを実施する場合を除く)。
- (6) 施設・設備等の利用にあたっては、職員の指示に従ってください。

【8. 施設の優先使用に伴う利用の制限について】

市の事業等で使用する場合において、施設の全部または一部について、利用が制限される場合があります。ご了承ください

【9. 男女共同参画センター団体登録制度について】

男女共同参画センターの登録団体になりますと、交流コーナーでの団体活動、男女共同参画センター内の掲示板へのポスターの掲示、チラシの配架が可能となります。

(p3 [交流コーナー](#)、[掲示板コーナー](#) p4 [情報ラックコーナー](#) 参照)

◆男女共同参画センターの登録団体が交流コーナーを予約利用する場合

<利用できる活動>

- ① 男女共同参画センター登録団体そのものの活動
- ② 男女共同参画センター登録団体主催の講座・教室（小規模なもの）

※利用時に参加者から参加料（資料代などの実費を含む）を徴収する活動では使用できません。また、「男女共同参画センターを使用できない活動」（2 ページ参照）がありますのでご注意ください。

<団体が利用できる日時>

開館日の午前 9 時から正午まで

<利用可能設備>

長机 4 台、椅子 20 脚

<利用方法>

月 1 回の予約利用を、利用希望日の 3 ヶ月前の同日から予約可能です。

予約は男女共同参画センターにて直接またはお電話で受付し、先着順です。

男女共同参画センターの登録にあたっては、同時に市民活動サポートセンターに登録していただくこととなります。市民活動サポートセンターへの登録方法は、「船橋市市民活動サポートセンターご利用のしおり（利用規程）」をご確認ください。

登録のおおまかな流れは下記の通りとなります。

①登録の方法

登録を希望する団体は、「市民活動サポートセンター兼男女共同参画センター利用登録申請書（様式 1）」に記入のうえ、提出していただきます。

②登録の承認

受付後、市の審査を経て、記載内容が利用条件を満たしていると判断されますと登録団体として承認いたします。（記載内容について、電話・Eメール等により確認させていただく場合があります）。

登録の可否決定は、「男女共同参画センター利用登録承認・不承認通知書（様式 2）」により後日郵送で通知します。

③登録の有効期限

登録を承認された日の属する年度の年度末までです。

④登録の変更、更新、失効と復活、抹消、廃止

船橋市市民活動サポートセンターご利用のしおり（利用規程）の「市民活動サポートセンター団体登録制について」をご参照ください。

【10. 登録団体の情報の公開】

登録団体の情報は、非公開希望情報を除き、原則公開になります。

【11. その他】

この規程のほか、男女共同参画センターの施設・設備の利用方法その他に疑義が生じた場合は、管理者が別に定めるものとします。

【12. 関連業務】

- 女性のための法律相談
 - 女性の生き方相談
 - 男性の生き方相談
 - より添い支援サロン（交流サロン、ゆるっとサロン）
 - DVDミニ鑑賞会
- 詳しくは当センターにお問い合わせください。

(様式1)

船橋市長 あて

年 月 日

市民活動サポートセンター兼男女共同参画センター利用登録申請書 兼 ふなばし市民力発見サイト利用登録申込書

利用登録希望施設 (○をつけてください)		市民活動サポートセンター		男女共同参画センター
・市民活動サポートセンター利用規程(男女共同参画センターの利用を希望する場合は当該センター利用規程を含む)を遵守し、ふなばし市民力発見サイト利用会員規約及び非公開希望を除く情報公開に同意したうえで申請します。				

【団体基本情報】

(ふりがな) 団体名					会員数		
					市内	名	
(ふりがな) 代表者氏名 ※公開					市外	名	
					合計	名	
団体の活動目的 と主な活動内容	センターで行う活動 (具体的に記入)						
団体区分 (いずれか1つに ○)	NPO 法人		市民活動団体・ボランティアグループ				
	町会・自治会		その他 ()				
規約の有無	□有り □無し ※有りの場合ご提出ください。(任意)			団体設立年月	年 月		
主な活動分野 (複数選択可)	保健、医療、介護、福祉の増進	スポーツの振興	食育、健康づくり	環境の保全・美化			
	社会教育・生涯学習の推進	動物愛護、植物保護	まちづくりの推進	防災・減災、災害救援			
	観光・特産品のPR	地域の安心・安全活動	農林水産業・畜産業の振興	国際交流、外国人の支援			
	商工業の振興	子どもの健全育成、子育て支援	学術・文化・芸術の振興	情報化社会の発展、科学技術の振興			
	文化財・郷土芸能の継承	地域経済・商店街の活性化	音楽の振興	人権の擁護・平和の推進			
	男女共同参画社会の形成の促進	職業能力の開発・雇用機会の拡充	消費者の保護	NPOの支援			
団体所在地又は代表者住所及び連絡先※	〒 ()				公開は○記入、 非公開希望は ×記入→		
	TEL	()		FAX			()
	e-mail						
(ふりがな) 事務担当者							
事務担当者 連絡先※	〒 ()				公開は○記入、 非公開希望は ×記入→		
	TEL	()		FAX			()
	e-mail						

※原則として事務担当者の連絡先が公開となります。団体の代表者または事務担当者の連絡先のうち、必ずひとつは公開してください。

裏面に続きます

(様式1 裏面)

【活動基本情報】

活動する地域					
活動地域	船橋市内のみ		船橋市を含めた船橋市周辺地域		
	千葉県内全域		その他()		
船橋市内の 主な活動地域 (複数回答可)	市内全域				
	南部	宮本	湊町	本町	海神
	西部	西船	中山	塚田	法典
	中部	夏見	高根・金杉	高根台	新高根・芝山
	東部	前原	二宮・飯山満	薬円台	三山・田喜野井
		習志野台			
	北部	二和	三咲	八木が谷	松が丘
		大穴	豊富	坪井	
活動の形態・PRなど					
活動形態	活動日	毎週 ・ 第1週 ・ 第2週 ・ 第3週 ・ 第4週 ・ 第5週			
		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日			
		上記によらない場合は活動日数などを記入ください。(例:週1日程度) →			
	活動時間帯	時 ~ 時 ・ 不定期 ・ その他()			
	主な活動場所				
団体PR 実績など					

【会員募集情報】(以下の欄は、会員募集をしている団体のみ、該当する項目にご記入ください。)

募集する会員・連絡方法						
募集対象	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> その他()					
連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()					
募集条件・資格要件など						
資格要件	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 有りの場合、資格要件()					
募集定員	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 有りの場合、募集定員()					
活動への対価	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り 有償の場合、金額・条件()					
会費	入会金	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	円	年会費	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	円
	月会費	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	円	その他	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	円

(様式2)

男女共同参画センター利用登録 承認・不承認通知書

文書番号
年 月 日

様

船橋市長 ○○ ○○

年 月 日付けで申請のあった男女共同参画センターの利用登録について内容を審査した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

【審査結果】

・承認

※ 利用登録の有効期限は、登録を承認された日の属する年度の年度末までになります。

・不承認

(理由)

【お問い合わせ】

船橋市市民生活部市民協働課 男女共同参画係
電話:047-436-2107

【お問合せ先】

【男女共同参画センターの利用・団体登録に関するお問合せ】

男女共同参画センター

〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階
電話：047-423-0757 FAX：047-423-3436

【申請書類の提出】

電子申請（電子ファイル様式に記入の上電子メールで送信）を推奨しています。

E-mail danjo@city.funabashi.lg.jp

※男女共同参画センターでも受け付けます（持参・郵送・ファックス可）

【申請書等のダウンロード】

船橋市ホームページ：

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/danijokyoudou/005/p077564.html>

※男女共同参画センターでも申請書等を配布しています。

【男女共同参画施策または制度全般に関するお問合せ】

船橋市 市民生活部 市民協働課 男女共同参画係

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話：047-436-2107 FAX：047-436-2299